

令和元年7月29日

◎土居委員長 それでは、ただいまから産業振興土木委員会を開会いたします。

(13時00分開会)

本日の委員会は、出先機関等の調査事項の取りまとめについてであります。

出先機関等調査の際に市町村から陳情のあった項目について、執行部の意見と措置状況を聴取し、取りまとめた措置結果などについて、当委員会から各市町村に通知することといたします。

お諮りいたします。

日程についてはお手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎土居委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、市町村等からの陳情項目について、執行部から措置状況等を説明していただき、それに基づいて質疑を行います。

《観光振興部》

◎土居委員長 それでは、観光振興部について行います。

初めに、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎吉村観光振興部長 観光分野では、土佐清水市から竜串東側及び唐人駄場の環境整備について御要望いただいております。このうち、当部が所管をしております竜串東側の環境整備について御説明します。

竜串エリアでは、来年7月のオープンに向けまして、整備を進めております新足摺海洋館、こちらに先行しまして、ことしの4月には、スノーピーク土佐清水キャンプフィールドがオープンをいたしました。そして来年3月には環境省のビジターセンターのオープンが予定をされておりますなど、地域資源を生かしました観光拠点施設の整備が進んでいるところです。

こうした、いわゆる竜串西側の一連の観光拠点施設を効果的に連携させまして、竜串東側を含めた、周辺の自然環境やアクティビティーなどを周遊をしていただく観光クラスター形成の取り組みを引き続き進めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、地域観光課長から説明します。

〈地域観光課〉

◎土居委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

最初に、地域観光課の説明を求めます。

◎別府地域観光課長 土佐清水市から要望のあった、竜串東側及び唐人駄場の環境整備について御説明します。お手元の資料の赤のインデックス、地域観光課の2ページ、カラー刷りの竜串エリア再開発事業についての資料をお開きください。

資料には土佐清水市の竜串エリアにおきます主要な観光スポットをプロットしているところです。竜串エリアの西側ですが、資料で言いますと、中央から左半分に当たりますが、ことし4月のスノーピーク土佐清水キャンプフィールドのオープンを初めとしまして、来年3月には、環境省の竜串ビジターセンター、また、7月には当課が所管をしております新足摺海洋館が順次リニューアルオープンを迎える予定となっているなど、観光拠点となる施設の整備が進みまして、多くの観光客の皆様を訪れていただけるものと期待をしているところです。

一方、竜串東側、資料で言いますと右半分のほうになりますが、こちらは大竹小竹などの奇岩群が見られます竜串海岸を初めとしまして、貴重な貝類を展示をします土佐清水市の海のギャラリー、それから竜串ダイビングセンター、グラスボートといったマリナーアクティビティーが楽しめる観光スポットが集中しているエリアですが、誘客を促すためのハード面の再整備を望む声が上がっているともお聞きをしているところです。

今回、御要望いただきました、この竜串東側エリアの誘客に向けました再整備につきましては、ダイビングやグラスボート、それから宿泊といった地元の観光事業者、それから地域住民の皆様、土佐清水市とともに、県も一緒になりまして実行計画づくりの検討を進めておるところです。

現時点では、本年度は、駐車場の再整備などの第1期工事を、来年度には第2期工事の設計業務、再来年度には第2期工事を行うといったスケジュールで検討を行っているところです。

今後、計画の具体的な検討が進み、整備内容が明らかになってまいりましたら、県として必要な財政支援も行ってまいりたいというふうに考えているところです。加えまして、地元の観光事業者やガイド団体・土佐清水市・環境省・県などを構成メンバーとします「竜串海洋観光クラスター推進協議会」におきまして、竜串エリア全体の周遊促進のための連携策やイベントなどが検討実施されておるところでして、竜串エリアの再整備に当たっても、土佐清水市を初め環境省、地域の関係者の皆様としっかり連携を図りながら、地域の期待に応えられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

なお、要望書の同じ項目内の唐人駄場につきましては、先週、ここを訪れました観光客の皆様から、わざわざ県庁にお電話をいただき、素晴らしい景観に生きる力を与えてもらったという称賛の声をいただいたところです。唐人駄場の公衆トイレの整備への意見、措置状況につきましては、国立公園の担当課の環境共生課から商工農林水産委員会において、御説明することになっておりますので、当課からの説明は省略をしますが、担当課からは、

整備については、地元と調整をしながら、国の交付金が活用できるよう、国に対して要望を行っていくとお聞きをしているところです。

いただきました観光客のうれしい声なども共有しながら、連携して取り組んでまいりたいと考えているところです。

私からの説明は以上です。

◎土居委員長 それでは質疑を行います。

(なし)

◎土居委員長 それでは質疑を終わります。

以上で、観光振興部を終わります。

《土木部》

◎土居委員長 続いて、土木部について行います。

初めに、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎村田土木部長 それでは、産業振興土木委員会による5月27日から6月11日にかけて行われました出先機関の業務概要調査の際に、市町村等から提出されました要望事項のうち、土木部に関連いたします項目について御説明いたしたいと思います。

本年度は、33の市町村と一つの期成同盟会から224件の要望が提出されております。

要望の内容は、南海トラフ地震対策を初め、県民の安全安心を確保し、地域の経済活動や生活を支える道路、河川、港湾、海岸、砂防などのインフラ整備、そしてその維持管理に係るものです。

これらの要望につきましては、事業の優先順位を考慮しながら、それぞれの地域の実用に合った整備を進めていく方針としております。県としては、こういった要望にお応えするために新規の事業化や予算確保に向けまして、これまでも適切なタイミングで国に対し政策提言を行ってきたところです。また、他県とも連携いたしまして、高速道路のミッシングリンクの解消や南海トラフ地震による広域災害への備えに向けまして、関係する県知事会等を通じて政府、また、国などに対し要望を行うなど、財源の確保にも努めているところです。

要望の中には、直ちに御期待に沿うお答えとなっていない項目もございますが、市町村等と連携、御協力もいただきながら、今後でもできる限り、地域の実情に合ったインフラ整備と維持管理に取り組んでまいりたいと考えております。

要望への対応など詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明します。

以上で、私からの説明は終わります。

〈用地対策課〉

◎土居委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

最初に、用地対策課の説明を求めます。

◎黒石用地対策課長 委員会資料の用地対策課のページをお願いします。一級河川仁淀川水系における河床安定の確保（河川における砂利採取については全面禁止）という土佐市からの要望事項に対する執行部の意見、措置状況について説明します。

仁淀川におけます県管理区間での砂利の採取量につきましては、昭和 51 年度がピークで、その当時は約 67 万立方メートルの採取量がございました。その後、昭和 60 年度からは、河川の維持管理上必要な採取に限るとともに掘削の深さや護岸、橋梁といった構造物からの保安距離などを定めた、いわゆる管理採取方式に移行しまして、それ以降は、砂利需要の減退とも相まって採取量は減少しております。

また、かつてのような多数の土場での砂利の大量採取を抑制するために、平成 22 年度からは、それまで 37 カ所の土場を、既存の 4 つの土場と地元から堆積土砂の除去要望のあった 2 つの土場を含めた 6 つの土場に限定をしまして、それ以外の場所での採取は認めない方針といたしました。平成 22 年度以降の実績につきましては、年度による多少の増減はございますが、平均すると年間 2 万 6,000 立方メートル程度でして、ピーク時に比べますと 3.8%程度の水準まで減少しております。

こうした砂利採取量の大幅な減少に伴いまして、河床等に与える影響も低下してきているものと考えられますが、今後も引き続きまして流域の市町村を初め、仁淀川漁協など、関係団体からの御意見もお伺いしながら、河川環境に配慮した採取がなされるよう、砂利採取業者への適切な指導を行ってまいりたいと考えております。

用地対策課に関連します要望に対する説明は以上です。

◎土居委員長 それでは、質疑を行います。

◎依光委員 これは毎年上がってきている案件であって、御説明をお聞きすると影響はないし、土佐市が言っていることはそんなに影響ないんじゃないかと。何かずっと見解の相違があるように思うんですけども、土佐市が要望で挙げている意味はどういうことなんですか。解決はしていないということですか。

◎黒石用地対策課長 土佐市からの要望、これは正式に確認したということではないんですけども、いろいろお話を聞きますと、仁淀川漁協から、漁協として 1 人でも反対が上がると、どうしても、それを役場に対して要望して行って、役場から、要望せざるを得ないということで、毎年要望をせざるを得ませんという話を聞いております。

◎依光委員 採取業者は今のままで、もっと取りたいわけでもないということですか。

◎黒石用地対策課長 当然コンクリート骨材で、生コン骨材の需給バランスで、その採取量は決まってくるんですが、特にこれ以上取りたいとか、土場をふやしてくれとか、そういった要望はございません。

◎依光委員 水系によっては、物部川水系とかも堆積土砂が河川課に上がっているくらいで、全体のイメージがわかりにくいところもあるので、仁淀川では漁協に反対があるなら、とりたい業者は、よそで取るということは、なかなか難しい状況ですか。

◎黒石用地対策課長 先ほどお伝えしましたとおり、ピークで 67 万立米の採取がございましたので、環境破壊といえますか、アユへの影響だとか、そういったことが以前はかなり取りざたされておりました。そういったところを考慮して、管理採取方式へ移行したのですが、その中で、河川同士の移動は認めないルールにしています。特に重機の搬送とか、あっちこっちいける機動力はありませんので、仁淀川の中でも、例えば、日高の本丸で取っている業者が、仁淀の奥のほうで取りたいといっても搬送料がかかりますので、あまり広域な移動は、業者としても想定しにくいかと思います。

◎黒岩委員 この 4 業者が、今採取している場所はどこですか。

◎黒石用地対策課長 仁淀川関係、県管理区間では 3 業者になりますが、一つは、日高村の本村、名越屋橋、沈下橋からちょっと上流へ行ったところが 1 カ所です。それから、仁淀川のさらに上流、越知町からちょっと上流に上がっていただいた青潰、大森の西、横倉橋の近くに二場あるんですが、それを 1 業者が採取しております。さらに上流へ行きまして、かなり上流になるんですが、寺村という区間で 1 事業者が採取をしております。

直轄区間では、河口のほうで 1 業者取っておりますけれども、それをうちのほうでは許認可は出しておりません。

◎黒岩委員 高知県下ではもう仁淀川だけですか。

◎黒石用地対策課長 物部川でも 1 業者取っております。

◎黒岩委員 十数年前に仁淀川の県管理の採取する業は、将来的にやめるという方向も検討されたと思うんですけども、そのあたり、今日まであるのはどんな経緯ですか。

◎黒石用地対策課長 当然その業者にも生活がありますので、ピークで 67 万立米取っておった昭和 51 年当時は、14 業者おりましたが、やはり減って行って、今は仁淀川県管理区間は 3 業者になっておりまして、採取量も、年間 2 万 6,000 立米で、昨年度、平成 30 年度は 1 万 7,000 立米ですので、自然淘汰されていくのではないだろうかとは思いますが。

◎黒岩委員 今やっている業者が、将来は自然に減るということですか。

◎黒石用地対策課長 先ほども申し上げた、制限をした中に新規参入を認めておりません。既存の業者のみが許認可の対象となっておりますので、それも廃業になると、新しく参入は無理ということになります。

◎塚地委員 この要望事項の中で、括弧づけで（砂利採取については全面禁止）となっておりますが、要望内容としては、先ほどおっしゃった河口部分にある国の直轄部分の許認可部分が結構大きな面積、それなりにあると思うんですけども、そこも含めて、全面禁止をしてほしいのが土佐市の要望なんではないでしょうか。

◎黒石用地対策課長 とりあえず、土佐市の要望としては県管理区間という要望だとお聞きをしております。ちなみに、直轄区間につきましては、去年は4万、平成22年度以降の平均として4万7,000立米ぐらい取っておりますので、県の倍、1.5倍から2倍ぐらいの量を取っておるようです。

◎塚地委員 土佐市は、国に対してもそういう要望を出しておられるんですか。

◎黒石用地対策課長 出しているとは聞いておりません。

◎塚地委員 河川で全面禁止をしている、ほかの県はあるんですか。

◎黒石用地対策課長 河川を全面禁止としているところは多いと思います。

◎土居委員長 質疑を終わります。

〈河川課〉

◎土居委員長 次に、河川課の説明を求めます。

◎汲田河川課長 市町村から提出された要望事項のうち、当課に関連します項目について御説明します。河川課のインデックスのついたページをお開きください。河川課に関連する項目としましては24の市町村から55件、98カ所に御要望いただいております。

個々の説明に入る前に、まず、1ページ上段の総括表をごらんください。要望のありました98カ所を大きく分類しますと、①事業推進中の河川に関する要望が39カ所で、そのうち河川改修に関するものが37カ所。地震・津波対策に関するものが2カ所となっています。

②河川事業の再開、新規事業化に関する要望は20カ所で、そのうち河川改修に関する要望が14カ所。地震・津波対策に関する要望が6カ所となっています。

③河川の維持管理に関する要望は37カ所。④その他の要望が2カ所となっています。

執行部の意見または措置状況欄に、個々の要望事項に対する措置状況及び対応方針についてお示ししています。要望件数が多いことから、総括表の分類に基づき総括した形で説明します。

まず、事業推進中の河川に関する要望のうち、備考欄に①の(1)と記載しています河川改修に関する主な要望について説明します。

番号欄の2番には、高知市から長浜川の河川改修の整備促進について。4番には南国市から明見川の整備促進について。3ページの22番から23番には、四万十市から相ノ沢川ほか2河川の整備促進について。24番には、香南市から烏川ほか3河川の河川事業の促進について。5ページの38番には、中土佐町から久礼川河川改修事業の早期完成に向けた予算の確保について。6ページの47番には、四万十町から仁井田川の河川改修事業の早期完成についてなどの御要望をいただいております。

その他の御要望も含め、これら事業実施中の河川につきましては、去年の7月豪雨等の災害を受けて取りまとめられた、国の防災・減災国土強靱化のための3カ年緊急対策など

の予算も活用して、また、関係市町村の御協力もいただきながら、円滑な事業の推進に努めてまいります。

次に、事業推進中の河川に関する要望のうち、備考欄に①の（２）と記載している地震・津波対策事業に関する要望につきまして説明します。

１ページに戻っていただきまして、１番には高知市から、次の２ページの１８番には宿毛市から、河川堤防の耐震化の御要望をいただいております。南海トラフ地震対策につきましては、最優先課題として取り組んでおりますし、本年度も介良川や舟入川、松田川などで河川堤防の液状化対策なども実施し、集中的な整備を進めてまいります。

次に、河川事業の再開、新規事業化に関する主な要望について御説明します。河川改修に関する要望については、備考欄に②の（１）と地震・津波対策事業に関する要望につきましては、備考欄に②の（２）と記載している項目です。

１ページに戻っていただきまして４番、南国市から舟入川、横堀川、明見川、新秋田川の河川改修事業の実施の要望をいただいております。舟入川、横堀川、明見川などの国分川水系の河川整備につきましては、平成２９年９月に河川整備計画を策定し、今後、事業を実施していくこととしており、舟入川及び横堀川につきましては、引き続き有効な整備手法を検討してまいります。新秋田川につきましては、空港拡張による一連区間の改修が完了しており、上流部につきましては、土砂の撤去を行うなど適切な維持管理に努めてまいります。

次に、２ページの１６番では、須崎市から桜川、押岡川の津波対策。４ページの２９番では、田野町から池谷川の津波対策。７ページの５２番から５４番には、黒潮町から蛸瀬川、加持川、伊与木川の地震・津波対策についての要望をいただいております。

これらの河川につきましては、今後、津波からの避難時間の確保や背後地の重要性などを考慮して、県内の他の河川と進捗状況の調整を図りながら事業化について検討してまいります。また、河川事業の再開、新規事業化についていただきました、その他の御要望につきましても一定の改修が完了し、当面、状況を見ていくものや、県内の各河川の整備状況などを見ながら、優先順位を検討する必要があるもの、他の機関や地元との調整が必要なもの、費用対効果の面でさらに検討を要するものなど、事業の着手前にさまざまな検討を行っておかないと対応できないものもございますので、今後の課題として、さらに検討を続けてまいります。

次に、備考欄に③と記載している河川の維持管理に関する要望につきまして説明します。

１ページに戻っていただきまして、４番には、南国市から継続的な土砂しゅんせつについて。３ページの２３番には、四万十市から後川地域の樹木伐採等の保全対策の実施について。２５番には、香南市から土砂しゅんせつ及び草刈り等の継続実施について。４ページに移りまして、２６番には、香美市から国分川水系・物部川水系の県管理河川の維持管理の推

進について。7ページの49番には、四万十町から河川の堆積土砂除去について御要望をいただいております。

そのほかにも、11の市町村から堆積土砂の取り除きや草刈りなど、河川の維持管理に関する御要望をいただいております。いずれも土砂の堆積や草の繁茂状況など把握するとともに、治水上支障がある箇所について、防災・減災国土強靱化のための3カ年緊急対策などの予算も活用しまして、必要な対策を講じ、適切な維持管理に努めてまいります。また、堤防の草刈りなどは住民の皆様方のお力もお借りしながら、官民協働での取り組みを広げていきたいと考えております。

最後に、備考欄④その他の要望につきまして説明します。

資料2ページの13番には、土佐市から鎌田井筋における溢水・濁水対策の整備支援。17番には須崎市から新莊川への河川監視カメラの設置の要望をいただいております。河川監視カメラの設置につきましては、今後導入に向け、地域の要望も踏まえながら、設置箇所の調整を進めてまいります。

以上、市町村からいただきました御要望を分類し、主な河川を例に挙げながら総括した形で御説明させていただきました。今後も河川改修や地震・津波対策の着実な推進のため、また、適切な維持管理のため必要な予算の確保に努めてまいります。

河川課からの説明は以上です。

◎土居委員長 それでは質疑を行います。

◎塚地委員 鏡川の廓中堰のところの近くの土砂の堆積が結構あって、しゅんせつを去年ぐらいから結構計画的にもやってくださっているんですが、のけていただいても、次の雨が降るとまたいっぱいになる、その繰り返しで、川の構造上、底に土砂がたまりやすい状況になっているという地元の人々の声もあったりするんですけども、もっと抜本的な対策みたいなものは講じられないか、河川の構造上の問題で解決するとか、何かそういうことってできないもんなんではないでしょうか。

◎汲田河川課長 まず、山地河川のような、ある一定流速のあるようなところでは、一定水制工だとか河川工法によって土砂がたまらない形状というのは、検討の余地があるものだと思っております。ただ、朝倉のような扇状地の先端で、もともと河川があろうがなかろうが、山から供給された土砂がたまるような地形については、非常に難しい課題だと思っております。

どうしても河川流速がなくなりますと、土砂の堆積が進んでしまいますので、今直ちにこういう特効薬があるというお答えはなかなかしかねるのかなと思っております。

◎塚地委員 また、たまったのを、それなりのお金かけて取っていただくことを、繰り返していかないといけないということですか。

◎汲田河川課長 基本的にはそういうことで、全国的というか日本の歴史を見ますと、そ

ういった河川自体の土砂の供給を抑えるために砂防事業というのがもともとあって、ほうっておくと川底が上がってきますので、それを抑えるために砂防事業があって、山からの発生土砂抑えることは、日本全国で取り組まれていますけれども、一方で、土砂の供給をとめるということは、自然を少しいじめるということにもなりますので、また慎重な対応も必要かと思っております。

◎石井委員 関連というか、河川の維持管理で埋塞した土砂を取って、毎年取ったけれども、またたまるのは、いろんなところであると思うので、四、五年に一遍、しゅんせつをしっかりするという考え方に立ってもらいたいなと思っているんですが、費用の問題とかあって、毎年の維持管理の部分が少ないんじゃないかと、各土木事務所を含めて、いろんな方々の意見もあると思っています。

僕は何年かに1回しっかり入れて、順番つけてできるならいいなと思っているんですが、優先順位のあり方が、どんなふうになってるのかなと思って。例えば、市町村の要望で、河川で37カ所という維持管理に関する要望来ていますけれども、市町村でいえばもっといっぱいあるはずなんです。土木事務所は物すごくたくさんの維持管理について、優先順位をつけてやっている。毎年同じようなやつが上がってきて、順次やりたいけれども金もないという現状の中で、何とか少しずつという感じなんでしょうけれども、自然になかなかあらがえないとかいう、そういう状況があるのかなと思っています。これは市町村が厳選した、何とかしてほしい要望の優先度が非常に高いものだとは僕を感じているんですが、その辺土木事務所でも優先度をどんなに捉えているのか、学校校区の近くとかいろんなことがあるかと思えますけれども、教えてもらえればと思います。

◎汲田河川課長 基本的な優先順位は、土木事務所の判断に任せているところもあるんですけども、一般論的に言いますと、本来その河川が持っていなければならぬ河積の断面の面積がございます。それに対して、土砂の堆積が犯している面積が多いほど優先順位が高いという判断を一つに持っていると思います。そのほかに、今御指摘がありました背後地の重要性とかを各土木事務所でも判断の上、全体の優先順位をつけているものと思っております。

◎石井委員 ぜひ、最初に言った、何年かに一遍、これは検討してもらいたいと思うんです。例えば、4年に1回しっかりこうやるとか、10年に1回はやっていくんだとか、何か方針的なものをつけて、その優先順位で住民の皆さんにも理解してもらおうようなことができなかなとは、非常に思っていますので検討していただければと思います。

◎汲田河川課長 今、ちょうど緊急3カ年で、まさにその10年に1回、ほんとに大規模にしゅんせつする時期を迎えております。さかのぼりますと、平成22年のころに直轄の負担金の軽減があって、それを河川の維持に充てたということがあったので、ちょうど今10年たって大規模に掘らせていただいております。次の10年はということになると、まだ

これからになるので、また、お知恵も借りながら考えていきたいと思っております。

◎土居委員長 質疑を終わります。

〈防災砂防課〉

◎土居委員長 次に、防災砂防課の説明を求めます。

◎松下参事兼防災砂防課長 防災砂防課所管の市町村要望について御説明します。お手元の防災砂防課の見出しがついているページをおめくりください。防災砂防課が所管します砂防関係事業の要望が 15 市町村から 16 件ございました。

見出しのページの 1 番上に示してあります総括表をごらんください。①から⑤まで分けて書いています。要望のありました 16 件を内容に応じて総括表の項目別に分類いたしますと、①の砂防事業の整備促進に関する要望が 8 項目。②の急傾斜地崩壊対策事業の整備促進に関する要望が 7 項目。③の既存の砂防関連施設の維持管理等に関する要望が 5 項目。④の地すべりの安全対策に関する要望が 2 項目。⑤の直轄砂防関係事業の推進に関する要望が 1 項目となっています。なお、1 件の要望内容が複数の項目にまたがる御要望もあるため、内容に応じた項目数としては計 23 項目となります。この 23 項目につきましては、表の 1 番右側の備考に整理しています。それでは、この総括表の分類ごとに御説明します。

まず、①の砂防事業の整備促進につきましては、表の 1 番左側に番号を書いています。1 番の安芸市ほか 6 市町村から要望がございました。また、②の急傾斜地崩壊対策事業の整備促進につきましては、2 番の土佐市ほか 6 市町村から要望がございました。砂防事業と急傾斜地崩壊対策事業につきましては、8 番の本山町十二所谷川や 14 番の津野町栗の木地区などの、既に事業化している箇所につきましては、引き続き、早期の工事着手完成を目指してまいります。

その他の箇所につきましては、新規の事業化の要望でございました。この新規の事業化の御要望につきましては、整備効果及び採択基準などを考慮して検討してまいります。事業化のタイミングにつきましては、今後の財政状況や事業実施環境を踏まえる必要がございますが、地元の御要望を踏まえて、できるだけ早期に地域の安全性が向上するように努力してまいります。例えば、4 番の奈半利町琵琶ヶ谷川の土砂災害対策につきましては、新規の堰堤と同様の効果をより早期に発現できるように、既設堰堤を機能向上させる改築に取り組んでいきます。

続きまして、③の整備済みの砂防関連施設の維持管理等については、1 番の安芸市、4 番及び 5 番の奈半利町、11 番のいの町と 15 番の四万十町の 4 市町から要望がございました。引き続き、施設の適切な維持管理に努め、砂防関連施設の効果をしっかりと確保し続けてまいります。

次に、④の地すべりの安全対策につきましては、6 番の北川村、10 番の大川村の二つの村から要望がございました。6 番の国道 493 号地すべり災害の早期復旧につきましては、

ことしの5月28日にトンネルが実貫通いたしましたして、地元の方に現場見学をしていただきました。引き続き工事を推進して早期の復旧に向けて取り組んでまいります。10番の大川村小松団地上部の転石等の対策につきましては、引き続き落石防止さくの設置を推進してまいります。

⑤の直轄砂防事業及び直轄地すべり対策事業の推進につきましては、大豊町から御要望がございました。引き続き、国に対して事業の推進を働きかけてまいります。

最後になりますが、現地調査していただきました平成30年7月豪雨による災害の復旧状況について報告します。

平成30年災害復旧事業の発注率は6月末時点で53%となっております。残りの地区についても早期の発注に取り組み、現地の早期普及に努めてまいります。

以上で、防災砂防課の説明を終わります。

◎土居委員長 それでは、質疑を行います。

(なし)

◎土居委員長 質疑を終わります。

〈道路課〉

◎土居委員長 次に、道路課の説明を求めます。

◎肥本道路課長 道路課のページをお願いします。例年道路に関しまして多くの要望をいただいているところですが、今年度におきましても11市14町5村及び一つの期成同盟会から、合わせて132件の御要望をいただいております。このように、例年道路整備の要望が多いことは、県民の皆様の道路に対します大きな期待のあらわれではないかと考えますが、一方では、県民の皆様が要求するサービス水準に至っていない道路がまだまだ多くあるということだと思えます。今後も事業の効率的な執行を図りながら、計画的に道路整備が進められるよう取り組んでまいります。

個々の要望事項に対する措置状況及び対応方針につきましては、執行部の意見または措置状況欄にお示ししておりますが、要望件数が非常に多うございますので、総括した形で説明をします。

初めに、1ページの総括表をごらんください。3つの項目に複数の内容の要望をされているものがあり、合計は一致しませんが、要望のありました140項目を大きく分類しますと、①の国の事業に関しまして要望が12項目あり、そのうち四国8の字ネットワークの整備に関する要望が7項目。国道33号などの直轄事業の整備に関する要望が5項目あります。

次に、②の県の事業に関しまして要望106項目あり、そのうち国道の整備に関しまして要望が22項目。県道の整備に関しまして要望が84項目あります。

③その他といたしまして、地震対策や県道への昇格などに関しまして要望が22項目あり、そのうち地震対策、落石対策などの防災や維持管理に関する要望が16項目。市町村道の県

道昇格や県代行事業の促進などに関します要望が6項目となっています。

それでは、この分類ごとに御説明します。

まず最初に、高知市や四万十市など4市2町1村から要望のありました四国8の字ネットワークの整備に関してです。備考欄に①の1と分類している項目です。3ページの24番をお願いします。

四国横断自動車道の整備促進に関する要望をいただいております。今年度の新たな動きといたしまして、大方四万十道路が新規事業化されました。片坂バイパスの前後の区間に位置します窪川佐賀道路の佐賀工区では、用地買収や工事が進められています。また、窪川工区については、今年度から工事に着手する予定と聞いています。一昨年度に事業化された佐賀大方道路については調査設計を進めていくと聞いています。国や黒潮町と連携を密に行い、事業推進に向け取り組んでまいります。

中村宿毛道路につきましては、残る平田インターチェンジから宿毛インターチェンジ間において、本年度内の供用開始に向け工事が進められています。宿毛・内海間につきましては、昨年度計画段階評価が完了し、本年度から都市計画を進めるための調査に着手をいたしました。

次に、高知東部自動車道です。1ページの1番に戻ってください。

まず、高知東部自動車道の一部である高知南国道路ですが、これまでに、高知南インターチェンジから高知龍馬空港インターチェンジ間が開通をしております。残る高知ジャンクションから高知南インターチェンジ間につきましては、令和2年度の供用開始を目指し、橋梁やトンネルなどの工事が進められています。

次に、2ページの7番の②をごらんください。高知東部自動車道の東半分となります南国安芸道路の芸西西インターチェンジから安芸西インターチェンジ間につきましては、用地買収や工事を進めていくと聞いています。

続きまして、安芸市と徳島県阿南市の間を結ぶ地域高規格道路阿南安芸自動車道に関する要望です。6ページの57番をお願いします。

まず、徳島県海部町から東洋町野根間につきましては、本年度海部野根道路として新規事業化をされました。東洋町野根から北川村安倉間につきましては、昨年度、計画段階評価が完了し、本年度は直轄による権限代行実施の検討を行うための調査が進められています。県といたしましても、環境調査など行い、早期の事業化に取り組んでまいります。県で整備する北川道路につきましては、北川村安倉間から和田間で事業化に向けた調査を進めております。また、平成25年度に事業化しました和田から柏木間では、用地取得の促進を図るとともに、昨年度に着手しました和田トンネルの工事を推進してまいります。

次に、2ページの7番の①をお願いします。同じく、阿南安芸自動車道の未事業化区間である奈半利から安芸市間につきましては、昨年度計画段階評価が完了しました。本年度

は環境影響評価を進めると聞いております。安芸道路につきましては、用地取得を進めるとともに、伊尾木川の橋梁工事に着手すると聞いています。

その他の直轄事業につきましては、高知市や越知町など3市2町から要望がございました。備考欄に①の(2)と分類している項目です。1ページの2番をお願いします。

国道33号、旭地区の拡幅につきましては、本年度、国では電停の移設等による円滑な交通の確保に向けた調査を行うと聞いています。歩道整備等につきましては、高知市が昨年度までの3カ年をかけ、沿道の境界確定を行うなど環境整備に努めていただきました。今後は市と連携して事業化に向け取り組んでまいります。

次に、2ページの8番をお願いします。国道55号の川北地区の歩道整備につきましては、平成26年度に事業着手をしております。交通安全事業の進捗には円滑な用地取得が重要ですので、協力をお願いしています。

次に、9ページの89番をお願いします。国道33号の越知道路につきましては、横倉橋交差点から既に改良が済んでいる野老山地区までの整備を進めており、今年度は橋梁工事やトンネル工事を推進すると聞いています。

これら直轄事業につきましては、本年度所要額が箇所づけされており、来年度以降も引き続き所要の予算を確保し、円滑な整備をしていただくよう国に対して要望してまいります。また、県といたしましても、直轄事業負担金を最優先で確保し、早期整備に向け取り組んでまいります。

次に、県が管理いたします3けた国道に関する要望は、南国市や香美市を含め6市10町1村から22項目ございました。備考欄に②の(1)と分類している項目です。主な箇所について御説明いたします。2ページの15番をお願いします。

国道195号の自歩道の設置につきましては、平成25年度から事業を実施しており、今後も引き続き歩道の整備を進めてまいります。

次に、5ページの34番をお願いします。国道441号につきましては、平成24年度から着手いたしました口屋内バイパスにおいて、トンネル工事への早期着手を目指し、明かり部の工事を進めてまいります。中半バイパスは口屋内バイパスの完成のめどが立ち次第、事業化を進めてまいります。また、西土佐橋から江川崎までの歩道整備については、用地買収が完了しておりますので順次工事を進めてまいります。

次に、46番をお願いします。国道195号の南国バイパス、いわゆるあけぼの街道の延伸部となります山田バイパスにつきましては、昨年度に引き続き用地買収を進めてまいります。また、平成25年度から着手しました大栃橋につきましては、令和3年度の供用を目指し工事を進めてまいります。

次に、9ページの83番をお願いします。国道494号の佐川吾桑バイパスにつきましては、生活はもとより産業を支える重要な路線であることから、整備が可能な箇所を並行して進

めるなど、重点的に取り組んでまいります。須崎市側の国道 56 号に接続する 1.8 キロメートル区間では、令和 2 年度末の完成を目指し、工事を進めてまいります。佐川町の斗賀野工区では路側構造物の工事を進めてまいります。その他、新規の事業着手の要望につきましては、それぞれの箇所必要性は十分承知をしておりますので、着手の時期につきましては、今後の財政状況や事業の実施環境を踏まえた上で、検討していきます。

次に、県道の整備に関する要望は、香南市や津野町初め 11 市 13 町 3 村及び 1 つの期成同盟会から 84 項目ございました。備考欄に②の(2)と分類している項目です。主な箇所について御説明します。1 ページの 5 番をお願いします。

県道高知本山線の整備促進につきましては、昨年度に檜山トンネルを含む工区の工事に着手をいたしました。引き続きバイパス整備を進めてまいります。土佐町からも同様の要望をいただいております。

次に、2 ページの 12 番をお願いします。四国 8 の字ネットワークを構成する安芸道路へのアクセス道路である県道大久保伊尾木線については、本年度の完成供用を、県道安芸中インター線につきましても、早期の完成供用を目指し引き続いて重点的に整備を進めてまいります。

次に、14 番をごらんください。県道重倉笠ノ川線の整備につきましては、白木谷から八京工区において 1.5 車線の道路整備を進めてまいります。

次に、4 ページの 28 番をお願いします。県道中村宿毛線につきましては、引き続き下切から石原工区と亀ノ川工区の改良工事を進めてまいります。中村宿毛線につきましては、大月町三原村からも要望をいただいております。

次に、5 ページの 41 番をごらんください。県道山川野市線につきましては、引き続き東野工区の歩道整備を進めてまいります。

次に、6 ページの 51 番をお願いします。県道香北野市線の萩野橋につきましては、工事着手に向け、本年度に橋梁の詳細設計の完了と用地測量を進めてまいります。

次に、10 ページの 98 番をお願いします。県道窪川船戸線につきましては、岩土工区においてトンネル工事を進めてまいります。なお、トンネル本体工事は本年度内に完了する見込みです。

県道の整備は、地域の産業振興や観光振興を支援するほか、地域の皆様の生活を支える道路でありますので、早期の効果の発現が期待できる 1.5 車線の道路整備などの手法も用いながら、地域の実情に合わせた整備を進めてまいります。

次に、地震対策、落石対策などの防災や維持管理に関する要望は、3 市 4 町 3 村及び 1 つの期成同盟会から 16 項目ございました。備考欄に③の(1)と分類している項目です。主な箇所について御説明します。2 ページの 16 番をお願いします。

南海トラフ地震対策としましては、現在、緊急輸送道路や緊急輸送道路以外の啓開道路

や地域の孤立につながる恐れのある橋梁について、優先度を考慮し、計画的に耐震対策を進めてまいります。仁淀川河口大橋や宇佐大橋などの工事に着手している橋梁につきましては、引き続き耐震工事を進め、早期の完成に努めてまいります。

次に、6ページの58番をごらんください。のり面の防災対策につきましては、緊急輸送道路や啓開道路において優先して対策を進めています。特に国道493号や県道安田東洋線は道路防災点検に基づく要対策箇所が数多くあり、恒常的に落石等が発生していることから重点的に整備を進めてまいります。また、通行車両の支障とならないよう高刈りを行うなど適切な維持管理に努めてまいります。

次に、その他といたしまして、県の代行事業や県道への昇格などに関する要望が1市2町2村及び一つの期成同盟会から6項目ございました。7ページの71番をお願いします。

県の代行事業として整備している村道朝谷線につきましては、引き続き整備に努め、早期完成に向け取り組んでまいります。

道路課といたしましては、今後とも、四国8の字ネットワークのミッシングリンクの解消や早期完成に向けまして、国や関係する市町村との連携を密にし、最大限の努力を行ってまいります。また、幹線道路はもとより1.5車線の道路整備など、地域の実情に応じた効果的・効率的な道路整備を進めてまいります。さらに、近い将来、確実に発生する南海トラフ地震や施設の老朽化対策などに備えるため、必要な対策を計画的かつ着実に整備するよう、しっかりと取り組んでまいります。

以上で、道路課に関連する要望への説明を終わります。

◎土居委員長 それでは、質疑を行います。

◎依光委員 全般的なところで、5ページ、香美市を見てたところで、47番とかが用地取得が困難であるため、46番だと用地買収の進捗を図り、45番になると、用地取得が可能な箇所であって、用地に関して、当然道路なんで用地が非常に重要なことはわかります。各土木事務所も見せていただいて、用地職員もいろいろ苦勞しているところもお聞きします。

それで、予算が入ってきても用地がいかんから遅れていると。逆に用地が進んだところが計画ではなかったけれども、用地がいったからいけるということが進むということもあると聞くんですが、この用地に関する部分が、毎年同じような要望が来て、進んでいるところと進んでいないところ、それが用地職員の人員的なことなのか、それとも、市町村との連携がうまくいけばもうちょっと進むのか。そこら辺の印象を、事業費も増えて大変ですが、その用地という部分から見て、全般的な傾向なんかお考えがあればお聞きしたいと思います。

◎肥本道路課長 委員御指摘のとおり、今、3カ年の緊急対策などで、割と去年から比較すると多くの事業費をいただいて工事を進めておるんですけれども、用地取得があるところについては、工事費も張れますもんですから、用地が先行していると、そういった補正

予算なんかの対応はしやすいという側面がございます。あと、一般論になりますけれども、御協力もいただきながら道路整備を進めている中で、難しいところあたりが残っているところもあれば、随分前に登記をされていて、ひいおじいさんとか、その前の名義になっていて、地権者の方、相続人がいらっしやってなかなか登記が難しいところもございまして、そういったところで、用地取得が難しい側面もあると思います。

また、市町村によりましては、市町村に交渉に行っただいて用地を取得している、県の事業であっても、県の用地取得に非常に積極的に対応してくれる市町村もありますので、そこらあたり進捗が進んでいる市町村もございます。

◎**依光委員** 用地は市町村との連携も大事だと思いますし、期成同盟会みたいな住民の方が入っているところでいくと、まとめ役の方がいていろいろやってくれていることもあると思うんで、そこら辺の情報交換もやられていると思うんですけども、用地のことはすごく心配もしてますんで、引き続き頑張ってくださいようよろしくお願いします。

◎**土居委員長** 質疑を終わります。

〈都市計画課〉

◎**土居委員長** 次に、都市計画課の説明を求めます。

◎**小松都市計画課長** 都市計画課の見出しのページをお願いします。都市計画道路につきまして、高知市から2件、南国市から1件の計3件の御要望をいただいております。

1番は、高知市から都市計画道路高知駅秦南町線の事業促進についての要望です。この道路は、高知市北消防署や、ことし5月に開院しました高知赤十字病院と産業道路を結ぶ4車線道路であり、縣市連携事業として、平成26年度に着手しております。本年4月には久万川北岸から県道北環状線までの間について暫定2車線での供用を開始いたしました。現在、全線4車線化に向けまして、久万川から南側の産業道路までの区間におけます未買収地の用地交渉や久万川の橋梁拡幅工事などを行っております。当路線は、イオンモール高知への来客など歩行者や車両の通行量が多い路線であるため、今後も高知市と連携しながら早期の全線4車線化の完成に向けて取り組んでまいります。

2番は、都市計画道路はりまや町一宮線の事業促進についての要望です。はりまや町一宮線のはりまや橋小学校北側交差点から電車通りのかるぼーと前交差点までの未整備区間については、昨年の6月県議会において工事再開の方針をお示しし、関連する補正予算が認められ、工事の再開を決定しました。現在は、まちづくり協議会からいただきました提言の内容を実現するため、専門家の皆様に工事アドバイザーとなっただき、助言や提案をいただきながら設計を進めているところです。昨年11月以降、工事アドバイザーからは、新堀川の歴史的な位置づけや石垣の詳細な調査、希少種が生息する干潟の材料の調達などについて多くの意見をいただきました。

次の会議では、工事中における希少種や石垣への配慮等について説明し、設計内容につ

いて最終確認を行っていただく予定です。その後、確定した設計の内容をまちづくり協議会委員に報告するとともに、地元住民の皆様にご説明させていただき、本年度内には一部工事に着手したいと考えております。

3番は、南国市から都市計画道路南国駅前線の国道55号への結節についての要望です。南国駅前線はJRごめん駅と国道55号を南北に結ぶ都市計画道路であり、北側の約半分に当たるJRごめん駅から高知南国線までの区間については、南国市が都市再生整備計画事業により整備しております。

今回は、南側約半分の高知南国線から国道55号までの区間について、県事業としての施工を御要望いただいたものです。都市計画法では、都市計画事業は市町村が施工すると定められており、大規模な橋梁工事など、市町村が施工することが困難な場合や、県道であることなど特別の事情がある場合においては、県が街路事業を施工できると定められております。

御要望いただきました高知南国線から国道55号までの区間につきましては市街地内の道路でもあり、特別な事情には当てはまらないものと考えております。

以上で、都市計画課に関連します要望に関する説明を終わります。

◎土居委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 高知駅秦南町線の件で、6月議会で1年間おくれるという御報告がありました。その際、私からおくれることに対する地元住民への説明と同時に、交通安全対策、これに対してしっかり高知市と連携してやってくださいと、お願いをしましたがけれども、その後の動きとか経過等はどうかでしょうか。

◎小松都市計画課長 6月議会の委員会で報告させていただいたのと並行しまして、地元へも説明に入りました。秦関連の町内会の会長の皆さんに集まっていたいて、いろいろ要望いただいた中で、やはり施工中の安全対策、それから渋滞対策をしっかりやってほしいという声もいただきました。ただ、あそこの区間には南北の歩道が途中で途切れているところが一部あります。そこら辺についても工事中でも対応できないかとか、もう1点は、久万川橋から北向きへ行きながら東へ右折する車と直進する車が混在して非常に危ないんで、右折レーンを設置できないかという要望をいただきました。歩道の設置については、完成形ではしっかりした広い歩道ができるんですけども、それまでの間、何とか用地買収の中で仮設の歩道でもできないかということで、今、事務所のほうで実際の工事の設計をしているところです。

右折レーンにつきましては、幅員がしっかりと取れておれば、レーンが取れるんですけども、実際はなかなか幅員がとれないということで、正式なラインは引かなくても、右折レーンと直進の表示だけでもできるんじゃないかということを県警とも協議して、可能な範囲で対応したいと考えております。

そういった意味で、まずは要望をいただく場をこれからも設けていかなければいけないということ、その中でいただいた要望もすぐできること、時間がかかることをさびわけて、そういうやりとりを今後も密にやっていきたいと考えております。

◎黒岩委員 特に、産業道路からイオンのほうに入る道路自体も渋滞をする状況もあり、非常に車の台数が多いこともありますのでよろしくお願いします。

◎土居委員長 質疑を終わります。

〈港湾振興課〉

◎土居委員長 次に、港湾振興課の説明を求めます。

◎江口港湾振興課長 港湾振興課の見出しのページをお開きください。宿毛市から宿毛湾港の企業誘致の取り組み強化と進出企業の支援について要望をいただいております。

現在、宿毛湾港工業流通団地につきましては、3区画、約6.9ヘクタールが分譲中です。直近の誘致の成果としましては、平成29年度に、水産加工事業者への用地分譲が行われ、宿毛市の連携協力のもと分譲が決まっております。地元からは、やはり地元産業と関連する水産関連企業などの誘致を望む声も多いことから、宿毛商工会議所や、漁業団体と誘致ターゲットとなる企業について情報共有を行った上で、引き続き宿毛市と連携して誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

また進出企業への支援ですが、例えば、先ほどありました水産加工事業者ですけれども、操業に当たりまして、県の企業誘致補助金等を活用し、平成30年3月からは10名を雇用して操業を開始しております。直近で先週ですけれども、私のほうも訪問して、水産部局とともにいろいろお伺いしたところ、現在では16名を雇用し、さらに、今年度については、非常に順調に操業を行っているということもお聞きしております。

こうした企業のほか、既に進出しております企業も含めまして、今後も定期的な訪問活動、情報収集をしていくとともに、必要に応じて庁内の関係課と連携して支援をしてまいりたいと考えております。

以上で、港湾振興課に関する要望の説明を終わります。

◎土居委員長 それでは、質疑を行います。

(なし)

◎土居委員長 質疑を終わります。

〈港湾・海岸課〉

◎土居委員長 次に、港湾・海岸課の説明を求めます。

◎小森港湾・海岸課長 港湾・海岸課のインデックスのページをお願いします。要望は港湾関係で3市1町から5件、海岸関係で6市3町から11件の合計16件の御要望をいただいております。

まず、港湾関係から説明します。1ページの番号1と2は、須崎市から須崎港の漂流物

対策と大峰地区の岸壁の早期完成についての御要望をいただいています。

番号1の須崎港の漂流物対策につきましては、港湾区域内に大量の漂流物が出た場合は、船舶の航行などに支障がないよう迅速に処理するよう、引き続き取り組んでまいります。

番号2の大峰地区の岸壁の整備につきましては、平成30年3月に港湾計画に位置づけし、国により、昨年度から事業化に向けて現地調査を実施しています。県といたしましても、国・市と連携し、早期の事業化に向けて取り組んでまいります。

次に番号3、宿毛市から宿毛湾港の整備について1件2項目の要望です。

1項目の池島第二防波堤の整備につきましては、国の直轄事業で整備を進めていただいています。今年度の工事により計画延長380メートルの延伸工事が完了する予定です。また、今年度引き続き、粘り強い防波堤への改良工事に着手するため、調査設計を実施する予定と聞いています。今後も早期完成に向けて、予算の確保を国に働きかけてまいります。

2項目めの緊急物資受け入れのための港湾施設の整備につきましては、現在の港湾計画では、片島地区に耐震強化岸壁を配置する計画ですが、池島地区の水深マイナス10メートルの岸壁が耐震性能を有していることから、港湾計画の変更も含め、地域の意見を聞きながら、災害時の岸壁の有効な活用について検討を進めてまいります。

番号4は、四万十市から下田港改修工事の早期完成と航路の維持管理、また河口砂州の早期復元について1件3項目の要望です。

1項目めの下田港改修事業につきましては、現在、新しい航路を開削するための航路護岸などの整備を進めています。

また3項目めの河口砂州の復元につきましては、新しい航路を開削する際に発生する土砂を利用する予定で、現在、砂州の復元工事箇所投入した土砂の動きなどをモニタリングしながら、砂州の復元に向けて効率的な施工方法を検討しています。今後も引き続き地元関係者や国などと協議を行いながら下田港改修工事の早期完成と河口砂州の早期復元に取り組んでまいります。

また、2項目めの下田港航路の維持管理につきましては、台風による波浪や四万十川の洪水により航路が埋塞した場合、迅速にしゅんせつ工事を実施し、適切な維持管理に努めてまいります。

次のページの番号5は、奈半利町から奈半利港の沖防波堤の早期完成についての御要望です。奈半利港の防波堤の整備につきましては、港内の静穏度を確保するため、沖防波堤の整備を進めています。今年度も引き続き、ケーソンの製作などの工事を行い、早期完成に向けて取り組んでまいります。

以上、港湾関係5件の御要望についての説明です。

続きまして、海岸関係でいただきました要望11件につきまして説明します。

次の3ページをお願いします。番号6は、高知市から海岸堤防の南海トラフ地震・津波

対策の推進についての要望をいただいています。まず、直轄高知海岸の整備につきましては、平成 28 年度までに仁ノ工区と戸原工区の耐震補強工事が完成しています。現在、残る南国工区と長浜工区の海岸堤防の耐震補強工事を進めていただいております、今後も引き続き、早期に完成するよう国に働きかけてまいります。

次に、浦戸湾の地震・津波対策、いわゆる三重防護につきましては、まず、国直轄事業では、第 2 ラインの種崎地区で今年度も引き続き工事を進めるとともに、浦戸湾湾口部の津波防波堤や第 3 ラインの石油基地であるタナスカ地区の工事着手に向けた、調査設計を進めています。県事業では、潮江エリアで新田町地区や棧橋地区の海岸堤防の耐震補強工事を重点的に推進してまいります。今後も引き続き国・県・市で連携を図りながら、高知海岸及び浦戸湾の地震・津波対策の推進に取り組んでまいります。

次の番号 7 は、安芸市から穴内漁港海岸の整備についての 1 件 2 項目の要望です。

1 項目めの安芸市が整備しています穴内漁港海岸の早期完成に向けた予算の確保につきましては、現在 4 基の人工リーフのうち 3 基が暫定断面で完成しています。残り 1 件につきましても早期に完成できるよう予算確保に向けて安芸市とともに取り組んでまいります。

2 項目めの穴内漁港海岸を県管理にすることにつきましては、県全体の海岸の整備状況を踏まえ、緊急度や予算面などを総合的に検討する必要があることから、構造も含めまして、引き続き安芸市と協議してまいります。

次の番号 8 は、南国市から十市前浜海岸の津波対策事業についての御要望です。高知前浜海岸は平成 26 年度から海岸堤防の耐震補強工事に着手し、平成 28 年度には陸閘などの開口部を除いて管理をしています。今年度も引き続き、残りの開口部の対策工事を進め、津波対策工事の早期完成に向けて取り組んでまいります。

次の番号 9 は、土佐市から宇佐地区の海岸堤防の耐震補強の早期整備についての要望です。宇佐漁港海岸では、平成 27 年度から、海岸堤防の耐震補強工事に着手し、土佐中央地区、竜地区、井ノ尻地区の 3 地区で工事を進めています。

次ページの番号 10 は、宿毛市から長期浸水対策として海岸堤防の耐震化や、かさ上げなどの早期完成についての要望です。宿毛市の海岸堤防の耐震補強につきましては、昨年度は新田海岸で、今年度は、宿毛湾港海岸、大深浦海岸で海岸堤防の耐震補強工事に着手し整備を進めております。

一つ飛びまして番号 12 は、奈半利町から奈半利港海岸の海岸堤防の早期完成についての要望です。奈半利町の海岸堤防の整備につきましては、平成 25 年度から工事に着手し、昨年度末で全体計画 910 メートルのうち 308 メートルが完成しています。

これら 3 つの地震・津波対策についての要望のありました海岸の整備につきましては、今後も引き続き、国の防災・減災国土強靱化のための 3 カ年緊急対策予算の活用や予算の確保に向けて国へ政策提言を行うなど、早期完成に向けて取り組んでまいります。

次に、番号 11 は、香南市から岸本海岸での離岸堤の整備についての要望です。岸本海岸では、台風などの高波対策としまして 4 基の離岸堤の整備を計画しており、平成 29 年度に 1 機が完成し、昨年度より 2 基目の離岸堤の整備を進めています。今年度も引き続き離岸堤の整備を進め、早期完成に向けて取り組んでまいります。

次に、番号 13 と 14 は、奈半利町から奈半利港ふるさと海岸の植樹帯の管理と国道 55 号への越波対策についての要望です。番号 13 の奈半利港のふるさと海岸の植樹帯の維持管理につきましては、平成 29 年度より枯れた松の伐採処理や害虫駆除のための薬剤の注入を進めています。今年度も薬剤の注入や補植などを行い、良好な植樹帯の維持管理に努めてまいります。

番号 14 の国道 55 号の越波対策につきましては、国道の管理者である国土交通省土佐国道工事事務所において、越波対策工事の実施に向けた調査を進めているところです。

次に、番号 15 は安田町から安田・不動・唐浜海岸への離岸堤の整備についての要望です。現在、これらの海岸につきましては、砂浜の変状や越波などを監視しながら、海岸の適正な維持管理に努めています。今後、台風の波浪などによって、家屋などに影響が出るようであれば、地域の皆様の御意見をお聞きしながら対策を検討してまいります。

最後に、番号 16 は、黒潮町から防災・減災対策についての御要望です。黒潮町佐賀地区の地震・津波対策につきましては、平成 26 年度より、関係する河川課や漁港漁場課、黒潮町と連携し、地震・津波対策の検討を進めています。昨年度は地元住民の皆様も参加した勉強会を開催しました。今後も町が開催する勉強会の中で、住民の皆様の意見を聞きながら、効率的で効果的な地震・津波対策について検討してまいります。

以上で、港湾・海岸課に関連する説明を終わります。

◎土居委員長 質疑を行います。

(なし)

◎土居委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、土木部を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これで委員会を閉会いたします。

(午後 3 時 20 分散会)